

1. 業務の目的

4 回目を迎える瀬戸内国際芸術祭 2019（以下「芸術祭」という。）の開幕まで約 1 年となり、より活発で効果的な広報活動や、新たな切り口での情報発信が重要となっている。

このような中、島の文化や瀬戸内の自然などを通して、芸術祭の本当の目的や趣旨を発信することにより、新たなファンの獲得のほか、リピーターやコアなファン層が再び来場するきっかけとなること、及び、芸術祭のブランドイメージをさらに向上させることを目的とする。

本業務は、このような目的をより効果的に達成することができるような記事を作成するものである。

2. 業務の内容

瀬戸内国際芸術祭実行委員会が、公式ウェブサイト・Facebook・Twitter・Instagram の 4 媒体を通して、上記目的により、定期的に情報を発信するための記事を作成する。

(1) 取材

i) 情報収集、取材素材の発掘

○対象地域は、以下のとおりとすること。また、それぞれの対象地域が、最低 1 回以上は記事で取り上げられるようにすること。

対象地域：直島、豊島、女木島、男木島、小豆島、大島、犬島、沙弥島、本島、高見島
粟島、伊吹島、高松港周辺、宇野港周辺

○取材の過程で、その範囲が対象地域外に及ぶことも差し障りないが、上記対象地域に関する記事を作成するための補完的な取材にとどめること。

ii) テーマの選定（別紙資料中「1. イメージ図」参照）

○「地域の独自文化」「島に暮らす人々」「瀬戸内の自然」など、島々の生活・文化や自然、及び芸術祭の趣旨を伝えることができるテーマを 5 つ以上提案すること。

○テーマの名称は、その内容を端的に表し、読み手の興味を引くものとする。また、ハッシュタグで表すことができるものとする。

○ひとつのテーマにつき、少なくとも 2 つ以上の記事を作成すること。ただし、全部で 35 程度の記事が完成するように、テーマ数や記事数の調整を行うこと。

○瀬戸内国際芸術祭 2019 基本計画等を参照し、以下に関するテーマのうちいずれか 1 つ以上をテーマとして設定すること。

- ・みつける—瀬戸内に光る「モノ」「コト」「ヒト」
- ・つながる—一人と人、島と島、地域と世界との交流
- ・瀬戸内国際芸術祭を通じた地域や人の変化

iii) 取材、写真撮影

○事前交渉などは受託者が行うこと。

○撮影許可が必要な物等を取材する場合は、受託者が適切に手続きを行い、許可をとること。

○人を取材する場合は、本業務の趣旨を十分に説明し、本人の同意を得たうえで、肖像権やプライバシー等に十分配慮すること。

(2) 記事の作成

i) 原稿の作成

○1 つの記事につき、以下の 4 媒体に掲載する最適な原稿を 4 種類提出すること。

①公式ウェブサイト（2,000 字程度、写真 3～5 枚）

②Twitter（100 字程度、写真 1～3 枚）

③Facebook（300 字程度、写真 1～3 枚）

④Instagram（40 字程度、写真 1～3 枚）

○②～④の記事は、①の記事を、それぞれの媒体の特徴に応じた内容に編集し直すことで可とする。

○Instagram に掲載する原稿は、写真をメインとし、スワイプ機能により 1 つの原稿に複数の写真を掲載する場合には、1 枚目の写真がメインとなるよう編集すること。

ii) 写真の編集

○ファイル形式は JPEG,PNG,BMP,TIFF のいずれかとすること。

○画像比率は、上記①～③については長方形とすること（縦長・横長は問わない）。ただし、それぞれの媒体に掲載したときに、最も読み手の興味を引くものとする。また、④については正方形とすること。

○SNS のアカウントに掲載するもののみ、動画を使用することも可とする。ただし、30 秒を超える動画は不可とし、それぞれの媒体に掲載したときに、最も読み手の興味を引くものとなるよう、再生時間や画質などに留意して編集すること。

○SNS のアカウントに掲載する画像及び動画については、掲載が可能な保存形式や容量などに留意すること。

(3) シリーズのタイトル

○本業務の趣旨を端的に表すことができるシリーズタイトルを提案すること。

○読み手を引きつけ、洗練されたものであると同時に内容を的確に表すものとする。

○ハッシュタグで表すことができるものとする。

3. 納付物・納付期限

(1) 記事データ・写真データ

○記事データは Word 形式で納付すること。

○写真データは JPEG,PNG,BMP,TIFF のいずれかで納付すること。

○動画データは SNS アカウントに掲載が可能なファイル形式で納付すること。

○納付期限は、両者協議のうえ複数回に分けて設定するものとする。ただし、平成 30 年 5 月下旬に第 1 回目の納付期限を設定し、その際に少なくとも 4 つ以上の記事を納付すること。

(2) 記録用メディア

すべての記事と写真のデータを、CD/DVD/USB/外付け HDD のいずれかのメディアに集約し、平成 31 年 3 月 31 日までに、瀬戸内国際芸術祭実行委員会事務局（以下「実行委員会事務局」という。）に提出すること。

4. 契約期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

5. その他

(1) 記事はすべて、実行委員会の記事として「瀬戸内国際芸術祭／ART SETOUCHI」公式ウェブサイト及び SNS アカウントにおいて、実行委員会事務局が発信する。

（平成 30 年 6 月から平成 31 年 3 月の 10 か月に週 1 回程度の定期的な発信を予定）

(2) 成果物の転用は一切認めない。ただし、瀬戸内国際芸術祭のアカウントで発信した記事は、シェアやリツイート等の方法により、受託者の所有するアカウントでも共有できるものとする。ただし、その場合は必ず出典を明らかにし、受託者のアカウントが発信元であると誤解を受ける恐れのある共有方法はとらないこと。

(3) 記事は英語に翻訳し、「瀬戸内国際芸術祭／ART SETOUCHI」公式ウェブサイト(英語ページ)及び SNS 英語アカウントでも発信する予定である。その際に完全直訳とならない可能性

があることを予め了承のうえ、実行委員会事務局の指示のもと、翻訳者等との連携を図るために協力すること。

6. 企画書作成の留意点

- (1) 企画競争審査会の審査委員が、具体的なイメージを掴むことができるよう、取材方法、スケジュール、記事構成・テーマ構成について例示するなど、企画書にできる限り具体的に記載すること。
- (2) 企画書の最初もしくは最後に、応募者が考える芸術祭の目的を簡潔に説明すること。
- (3) 企画書はA4判縦置き横書きとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。片面表記を原則とするが、既存の資料を添付書類とする際、両面表記である場合は、この限りではない。
- (4) 企画書のページ数は、表紙及び別紙添付資料も含めて20ページ以内とする。
- (5) 記載内容は、原則企画書本体に記載することとするが、どうしても本体に記載しきれない場合は、別紙により説明すること。この場合、基本的事項を本体に記載したうえで「詳細は別紙を参照」と記載し、当該別紙の右上に「別紙」と記載すること。
- (6) 企画書本体及び別紙をまとめて左肩1か所をホッチキス止めし、表紙を除く企画書本体と別紙の下中心に、通しでページ番号を記載すること。
- (7) 一度提出した企画書の差替え、再提出は認めない。また企画書は返却しない。
- (8) 企画書の作成に関する経費は、応募者の負担とする。

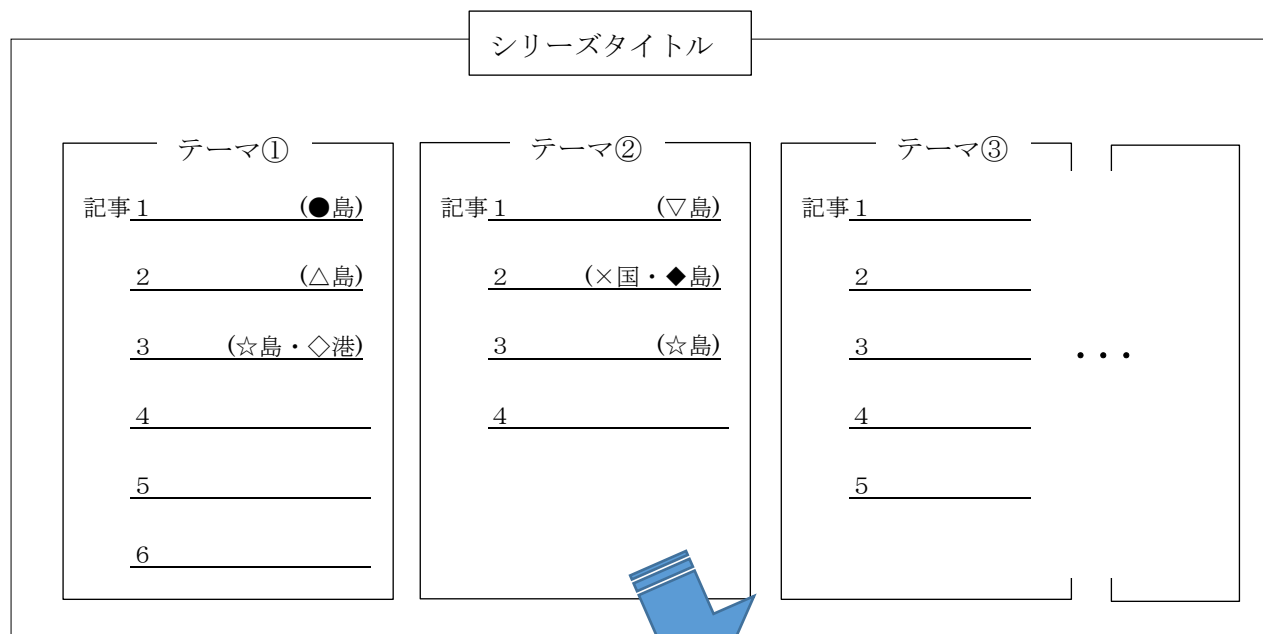
7. 注意事項

- (1) 受託者決定後、協議内容により、採用された企画を一部変更することがある。
- (2) 本事業の成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は実行委員会事務局に帰属する。実行委員会事務局及びその指定する者は、成果物を、対価を支払うことなく自由に使用できるものとし、実行委員会事務局が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。
- (3) 他者の映像その他印刷物などから、映像、写真・イラスト等を利用する場合には、著作権や版権の侵害などの問題が生じることのないよう受託者において必要な手続きを取ること。
- (4) 本事業に係る個人情報については、厳重に管理し、不当な目的に利用することがないように徹底すること。また、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。
- (5) 本事業において収集した情報等は従来の業務とは別に管理すること。
- (6) 本事業実施に関する準備・進行管理、その他必要な業務は、すべて受託者の責任において行うこと。ただし、事業実施に当たっては、実行委員会事務局に連絡や報告を適宜行い、その指示に従うこと。
- (7) 本事業の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに実行委員会事務局と協議を行い、事前に実行委員会事務局の了解を得た上で業務を遂行すること。
- (8) 事業実施に要するすべての経費を見積りに盛り込んでおくこと。
- (9) 実際に業務の実施に要した経費が、委託料の額を下回るときは、実際に業務の実施に要した額をもって委託料とする。

- (10) 事業実施に当たっては、本事業に関する会計関係帳簿類及びその他関係書類等（以下「関係書類等」という。）を整備し、適切な事業運営を図ること。なお、本事業の経費は、他の事業の経費と区別できるように整理するとともに、国の会計検査の対象となるので、事業終了後、5年間は関係書類を保管するとともに、検査が実施される際に提示するなど検査に協力すること。
- (11) 本事業以外の事業にも従事している受託事業者従業員の人件費等、他業務との仕分けが必要な経費については、全経費のうち本事業に係る部分のみ、経費として認められる。このとき、本業務に係る部分については、必ずその根拠を示さなければならない。

【参考】

1. イメージ図



《アカウント一覧》

○公式ウェブサイト

<http://setouchi-artfest.jp/>

○Facebook

日本語：ArtSetouchi

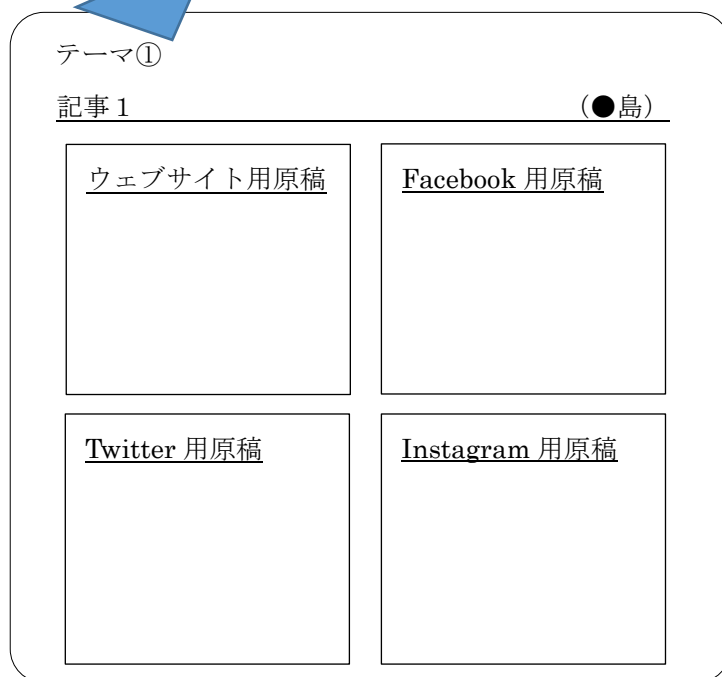
英語：ArtSetouchiEN

○Twitter

日本語：@setouchi_art_jp

英語：@setouchi_art

○Instagram @artsetouchi



2. 瀬戸内国際芸術祭の趣旨

海の復権

『「島のおじいさんおばあさんの笑顔が見たい。」—そのためには、人が訪れる“観光”が島の人々の“感幸”でなければならず、この芸術祭が島の将来の展望につながってほしい』という芸術祭当初からの目的のこと。

詳細は「瀬戸内国際芸術祭 2019 基本計画」参照

(<http://setouchi-artfest.jp/news/new/detail86.html>)